

平成 26 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 東テク株式会社
代表者名 代表取締役社長 長尾 克己
(J A S D A Q ・ コード 9 9 6 0)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 中溝 敏郎
(TEL. 03-3242-3229)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信（訂正版）の公表について」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局長へ提出し、過年度決算短信（訂正版）等についても公表いたしました。また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 54 期 内部統制報告書（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）
第 55 期 内部統制報告書（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）
第 56 期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）
第 57 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）
第 58 期 内部統制報告書（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

(1) 第 54 期 内部統制報告書

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社への税務調査の過程において、平成 26 年 2 月上旬に当局の指摘によって一部社員による不適切な外注費処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。

当社は事実関係の判明や経緯など詳細を解明するため、平成 26 年 2 月 17 日に調査委員会を設置いたしました。調査の客観性・信頼性を高めるため、当社と利害関係のない弁護士・会計士を過半数含む委員会といたしまして、調査・分析等を行ってまいりました。

当該調査の結果、過年度より当社複数社員により、特定の外注先に対して発注額を水増しするなどの不正取引が繰り返されていた事実が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 54 期（自：平成 20 年 4 月 1 日 至：平成 21 年 3 月 31 日）から第 58 期（自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日）までの有価証券報告書及び第 56 期第 1 四半期（自：平成 22 年 4 月 1 日 至：平成 22 年 6 月 30 日）から第 59 期第 2 四半期（自：平成 25 年 7 月 1 日 至：平成 25 年 9 月 30 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、モニタリング機能が適切でなかったこと及び仕入プロセスにおける統制の整備が適切でなかったこと、管理部門の牽制及び内部監査の機能が働かなかったことなどによります。以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び仕入プロセスの一部に重要な欠陥があり、当該不正取引が行われ、且つ、その発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識向上を図る体制構築を行い、企業風土の改善を目指す
- (2) モニタリング機能の充実を図る
- (3) 仕入プロセスの適正化を図る

(2) 第 55 期 内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社への税務調査の過程において、平成 26 年 2 月上旬に当局の指摘によって一部社員による不適切な外注費処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。
当社は事実関係の判明や経緯など詳細を解明するため、平成 26 年 2 月 17 日に調査委員会を設置いたしました。調査の客観性・信頼性を高めるため、当社と利害関係のない弁護士・会計士を過半数含む委員会といたしまして、調査・分析等を行ってまいりました。

当該調査の結果、過年度より当社複数社員により、特定の外注先に対して発注額を水

増しするなどの不正取引が繰り返されていた事実が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 54 期（自：平成 20 年 4 月 1 日 至：平成 21 年 3 月 31 日）から第 58 期（自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日）までの有価証券報告書及び第 56 期第 1 四半期（自：平成 22 年 4 月 1 日 至：平成 22 年 6 月 30 日）から第 59 期第 2 四半期（自：平成 25 年 7 月 1 日 至：平成 25 年 9 月 30 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、モニタリング機能が適切でなかったこと及び仕入プロセスにおける統制の整備が適切でなかったこと、管理部門の牽制及び内部監査の機能が働かなかったことなどによります。以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び仕入プロセスの一部に重要な欠陥があり、当該不正取引が行われ、且つ、その発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識向上を図る体制構築を行い、企業風土の改善を目指す
- (2) モニタリング機能の充実を図る
- (3) 仕入プロセスの適正化を図る

(3) 第 56 期 内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社への税務調査の過程において、平成 26 年 2 月上旬に当局の指摘によって一部社員による不適切な外注費処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。

当社は事実関係の判明や経緯など詳細を解明するため、平成 26 年 2 月 17 日に調査委員会を設置いたしました。調査の客観性・信頼性を高めるため、当社と利害関係のない弁護士・会計士を過半数含む委員会といたしまして、調査・分析等を行ってまいりました。

当該調査の結果、過年度より当社複数社員により、特定の外注先に対して発注額を水増しするなどの不正取引が繰り返されていた事実が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 54 期（自：平成 20 年 4 月 1 日 至：平成 21 年 3 月 31 日）から第 58 期（自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日）までの有価証券報告書及び第 56 期第 1 四半期（自：平成 22 年 4 月 1 日 至：平成 22 年 6 月 30 日）から第 59 期第 2 四半期（自：平成 25 年 7 月 1 日 至：平成 25 年 9 月 30 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、モニタリング機能が適切でなかったこと及び仕入プロセスにおける統制の整備が適切でなかったこと、管理部門の牽制及び内部監査の機能が働かなかったことなどによります。以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び仕入プロセスの一部に重要な欠陥があり、当該不正取引が行われ、且つ、その発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識向上を図る体制構築を行い、企業風土の改善を目指す
- (2) モニタリング機能の充実を図る
- (3) 仕入プロセスの適正化を図る

(4) 第 57 期 内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社への税務調査の過程において、平成 26 年 2 月上旬に当局の指摘によって一部社員による不適切な外注費処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。当社は事実関係の判明や経緯など詳細を解明するため、平成 26 年 2 月 17 日に調査委員会を設置いたしました。調査の客観性・信頼性を高めるため、当社と利害関係のない弁護士・会計士を過半数含む委員会といたしまして、調査・分析等を行ってまいりました。

当該調査の結果、過年度より当社複数社員により、特定の外注先に対して発注額を水増しするなどの不正取引が繰り返されていた事実が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 54 期（自：平成 20 年 4 月 1 日 至：平成 21 年 3 月 31 日）から第 58 期（自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日）までの有価証券報告書及び第 56 期第 1 四半期（自：平成 22 年 4 月 1 日 至：平成 22 年 6 月 30 日）から第 59 期第 2 四半期（自：平成 25 年 7 月 1 日 至：平成 25 年 9 月 30 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、モニタリング機能が適切でなかったこと及び仕入プロセスにおける統制の整備が適切でなかったこと、管理部門の牽制及び内部監査の機能が働かなかったことなどによります。以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び仕入プロセスの一部に開示すべき重要な不備があり、当該不正取引が行われ、且つ、その発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえ

て、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識向上を図る体制構築を行い、企業風土の改善を目指す
- (2) モニタリング機能の充実を図る
- (3) 仕入プロセスの適正化を図る

(5) 第 58 期 内部統制報告書

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社への税務調査の過程において、平成 26 年 2 月上旬に当局の指摘によって一部社員による不適切な外注費処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。当社は事実関係の判明や経緯など詳細を解明するため、平成 26 年 2 月 17 日に調査委員会を設置いたしました。調査の客観性・信頼性を高めるため、当社と利害関係のない弁護士・会計士を過半数含む委員会といたしまして、調査・分析等を行ってまいりました。

当該調査の結果、過年度より当社複数社員により、特定の外注先に対して発注額を増しするなどの不正取引が繰り返されていた事実が判明いたしました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、第 54 期（自：平成 20 年 4 月 1 日 至：平成 21 年 3 月 31 日）から第 58 期（自：平成 24 年 4 月 1 日 至：平成 25 年 3 月 31 日）までの有価証券報告書及び第 56 期第 1 四半期（自：平成 22 年 4 月 1 日 至：平成 22 年 6 月 30 日）から第 59 期第 2 四半期（自：平成 25 年 7 月 1 日 至：平成 25 年 9 月 30 日）までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、役職員のコンプライアンス意識が希薄であったこと、モニタリング機能が適切でなかったこと及び仕入プロセスにおける統制の整備が適切でなかったこと、管理部門の牽制及び内部監査の機能が働かなかったことなどによります。以上のことから当社は、全社的な内部統制の一部及び仕入プロセスの一部に開示すべき重要な不備があり、当該不正取引が行われ、且つ、その発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、調査委員会の報告を踏まえて、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識向上を図る体制構築を行い、企業風土の改善を目指す
- (2) モニタリング機能の充実を図る
- (3) 仕入プロセスの適正化を図る

以 上